

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に  
当たるときは、  
翌日)

### ◇告 示

### 目 次

- 字の区域の変更
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良法による換地計画の決定
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定
- 開発行為に関する工事の完了
- 廃川敷地の生成

## 告 示

### 鳥取県告示第九百一十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり、字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による西伯（戸構）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十年六月一日現在の地番による。）
大字鴨部字中横 谷	大字鴨部字中横谷のうち一二八一、一二八二以外の区域
大字鴨部字横谷 奥	大字鴨部字中横谷一二八一、一二八二 大字鴨部字横谷奥の全域 大字鴨部字横谷一三二八の三、一三二九、一三三〇、一三 三一の二、一三三三、一三三四、一三四五から一三四七ま で、一三四九の一、一三四九の二、一三五〇から一三五七 まで、一三五八の一、一三五八の二、一三五九、一三六〇 の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一三六〇の二と 一体をなす国有地の一部
大字鴨部字横谷	大字鴨部字横谷のうち一三二八の三、一三二九、一三三〇、 一三三一の二、一三三三、一三三四、一三四五から一三四 七まで、一三四九の一、一三四九の二、一三五〇から一三 五七まで、一三五八の一、一三五八の二、一三五九、一三

六〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一三六〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第九百二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
岡田 医院	東伯郡東伯町大字丸尾八一	昭和六十一年九月十六日
Aコピー東伯薬局	東伯郡東伯町大字徳万五五八一	"

鳥取県告示第九百三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	道府県名	申出の受理の年月日
岡田 医院	東伯郡東伯町大字丸尾八一	全国	昭和六十一年九月十六日
Aコピー東伯薬局	東伯郡東伯町大字徳万五五八一	"	"

鳥取県告示第九百四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
壺井圭一	鳥国医第三、四六五号	昭和六十一年九月十七日
安住敏雄	鳥国医第三、四六七号	昭和六十一年九月十九日
美甘克明	鳥国医第三、四六八号	〃
栗木悦子	鳥国医第三、四六九号	〃
新田辰雄	鳥国医第三、四七〇号	〃
下山良二	鳥国医第三、四七一号	〃

**鳥取県告示第九百五号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十一年九月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十一年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



姫路市 伊藤忠飼料株式 会社姫路工場	東伯町農業協同 組合	シーアノ印配合飼料 子豚人工乳後期用 コロネートBS シーアノ印配合飼料 授乳期用豚用 スーパーラクト80	61.8	19.1	6.0	2.4	5.4	1.05	0.67										
博港市 山陰くみあい飼 料株式会社		くみあい二種混合飼料 中田	61.8	10.1	4.2	2.2	1.9	0.18	0.36										
玉野市 加藤製油株式会 社岡山工場		アルファレーク 脱脂大豆	61.8	10.1	3.4	4.6	5.9	1.23	0.27										
			61.8	46.6	1.0	5.1	6.3	0.27	0.68										

注 1 飼料の名称の欄中「◎」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第九百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（戸構）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る五千石地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に

より告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十一年十一月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
米子市役所及び岸本町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百八号

鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年三月二十七日 鳥取県指令受都計第二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字町屋字高島

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県東部町村土地開発公社

理事長 中嶋知義

鳥取県告示第九百十号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木事務所に備えて縦覧に供する。

昭和六十一年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

月の輪川水系に係る二級河川月の輪川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十一年十月三十一日

三 廃川敷地の位置

1 東伯郡赤碕町大字八幡字東濱一九―二地先から同字一九―一地先まで

2 東伯郡赤碕町大字赤碕字下隠レ田一〇五一―一地先から同字一〇五一―次一地先まで

3 東伯郡赤碕町大字八幡字狐塚二――二地先から同字七――一地先まで

4 東伯郡赤碕町大字赤碕字隠レ田一〇五〇――一地先から同字一〇四九――三地先まで

5 東伯郡赤碕町大字八幡字狐塚一――六地先から同字一――七地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 九四一・五五平方メートル